

市内事業者を支援します！

逗子市新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金



神奈川県の実情に応じて、休業や夜間営業時間の短縮を行った事業者に対し、負担軽減と事業継続のための協力金を交付します。

※逗子市中小企業者等事業継続応援給付金と重複しての交付は受けられません。

上乗せ交付 **20万円**

逗子市新型コロナウイルス感染症
拡大防止協力金（市独自策）

神奈川県新型コロナウイルス感染症
拡大防止協力金

「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の申請をしていることが要件になります。詳細は裏面へ。

【申請期限】
令和2年
8月31日（月）
【必着】

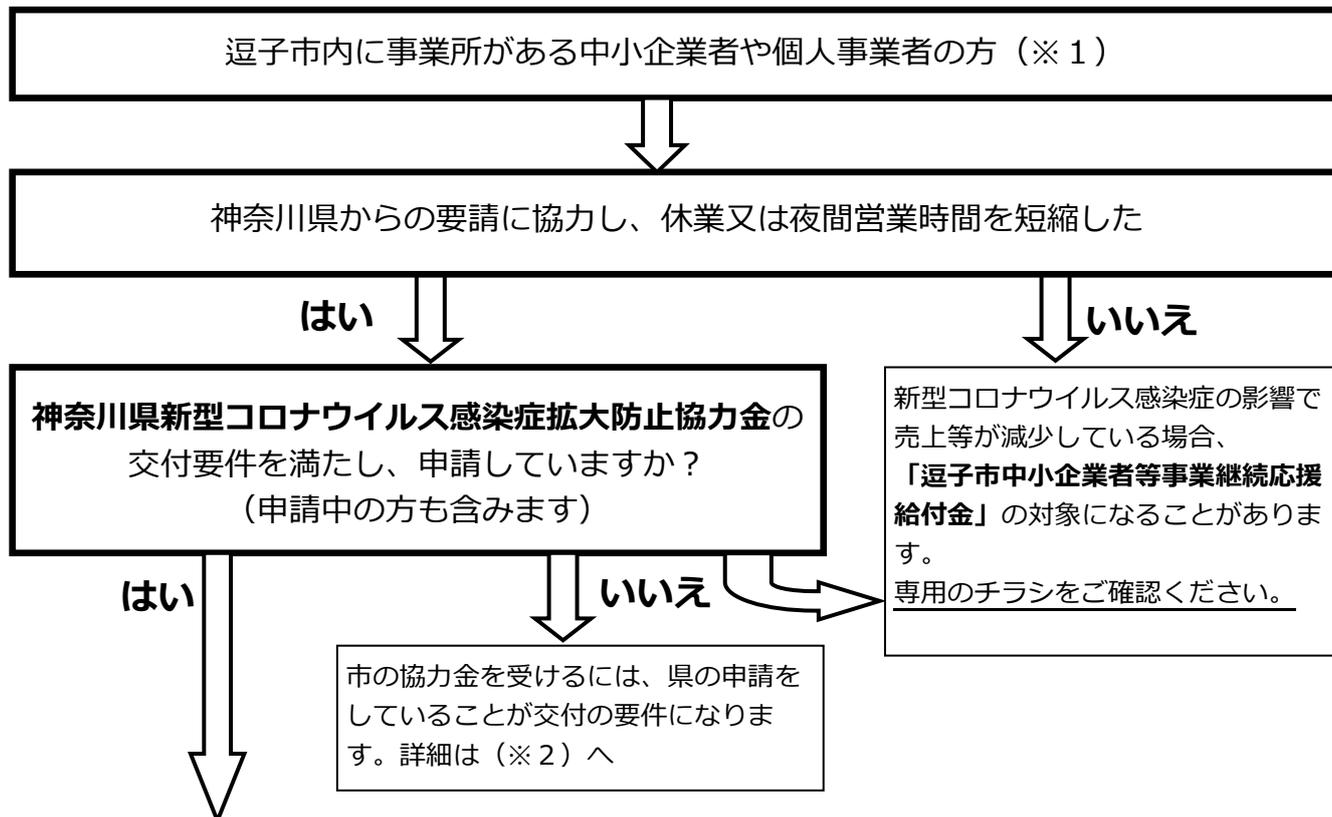
※個人事業者の方は「逗子市中小企業者等事業継続応援給付金」の対象となることがあります。専用のチラシをご確認ください。

問合せ先 逗子市市民協働部経済観光課
逗子市役所2階 電話046-873-1111（内281~283）

※制度の概要や申請書等は市ホームページをチェック→



【申請条件について】



「逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付を受けられます。

【申請に必要なもの】

- ・ 逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書（第1号様式）
- ・ 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書の写し、又は協力金が振り込まれたことが分かる通帳等の写し
- ・ 逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付請求書（第2号様式）
- ・ その他関係書類

＜申請書等の用紙は、市ホームページからダウンロード又は直接申請先へ＞

【書類提出先】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、郵送にてご申請ください。

- ・ 逗子市商工会 逗子市沼間1丁目5番1号
電話：046-873-2774（平日：9:00～17:00）
- ・ 逗子市役所 逗子市逗子5丁目2番16号
1階の新型コロナウイルス感染症対策総合窓口または2階の経済観光課
電話：046-873-1111（平日：8:30～17:00）

（※1）市外を含め、複数の事業所がある場合は、1か所でも市内に事業所があれば、対象になります。また、申請者が市内在住でなくても、対象になります。

（※2）**神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金**申請方法等については、次から確認してください。

- ・ 神奈川県ホームページ
- ・ 新型コロナウイルス感染症コールセンター
電話045-285-0536（平日9:00～17:00）
＜直接来庁しての間合せには対応していません＞